

空き家の利活用の促進に関する協定の締結について

1 概要

今後も増加していくことが予想される空き家について、売買・賃貸等による有効活用を促進するため、市と不動産事業者団体において協力体制を構築し、本市の空き家バンク制度や空き家相談会等について不動産事業者の協力をいただきながら充実を図っていくことを目的に、協定を締結するもの。

2 協定締結団体

- (1) 宮城県宅地建物取引業協会
- (2) 全日本不動産協会宮城県本部

3 協定内容

- (1) 大崎市空き家バンクへの物件登録の促進に関すること
- (2) 大崎市空き家バンク登録物件の媒介に関すること
- (3) 大崎市空き家相談会への相談員の派遣に関すること
- (4) その他、空き家の有効活用の促進のため必要と認められること

4 協定締結式

日 時：令和7年3月19日（水）10時

場 所：大崎市役所本庁舎4階市長応接室

主な出席者（予定）：大崎市長 伊藤 康志

宮城県宅地建物取引業協会会長 佐々木 正勝

全日本不動産協会宮城県本部本部長 佐藤 昌市